

令和6年度定年前再任用短時間勤務制の概要について

1 対象者

次の要件を満たす者

徳島県公立学校の教育職員のうち、生年月日が昭和38年4月2日から昭和39年4月1日までの者で、令和6年3月31日付けで退職予定の者。

2 任用方法

再任用を希望する者の中から従前の勤務実績等に基づき選考します。

3 任用期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日。

※対象者に該当する場合、次年度、暫定再任用教職員選考審査を受審することは可能です。

4 勤務時間

(1) 短時間勤務とします。

(2) 職種、職務内容により、週あたりの勤務日数及び1日あたりの勤務時間を設定します。

(3) 週あたりの勤務日数及び1日あたりの勤務時間は、再任用を行う職種、職務内容及び審査結果等に応じて、県教育委員会が定めることとしています。よって、個人の希望に添えない場合があります。

※マイスターバンクに登録して勤務していただく制度については従前どおりです。

5 職務内容

(1) 職務内容は次のようなものを予定しています。

①教科指導・校務

②初任者研修指導員（週2～3日勤務）

③補導センター等指導員（週2～4日勤務）

④勤務負担軽減（週3～5日勤務、最大週31時間まで）

⑤部活動指導支援（週5日 [19時間10分] 勤務）

(2) 管理職としての再任用は行いません。

6 配置

(1) 配置等は一般教職員の異動と同じですので、高等学校、特別支援学校、教育委員会事務局等、希望に添えない場合もあります。配置先については、年度末の人事異動内示の際にお知らせします。

また、5(1)のような職務内容のため、配置校が限られます。そのため、遠距離勤務となる場合もあります。

(2) 「身体障害者手帳」の交付を受け、その障がいの程度が1級から6級までの者については、本人の希望により配置先や通勤距離等について配慮します。

7 週休日等

再任用教育職員の週休日は、2日以上、勤務時間は1日7時間45分以内です。

再任用された場合の勤務形態と勤務時間については、必ずしも本人の希望どおりではなく、職務の内容に応じて県教育委員会が定めることとなります。

8 年次有給休暇

(1) 令和6年3月31日に退職し、その翌日の4月1日に再任用教育職員となる場合の年次有給休暇は、令和6年4月1日から令和6年8月31日までは、令和6年3月31日時点の残日数、令和6年9月1日から令和7年3月31日までは、20日を超えない範囲内で、原則として勤務形態に応じて次の算式により求められる日数（1日未満の端数は四捨五入）となります。

① 斉一型勤務教育職員（1週間毎の勤務日数と勤務日毎の勤務時間ともに同一）

$20日 \times 1週間\text{の勤務日の日数} \div 5日$

② 不斉一型短時間勤務教育職員（斉一型勤務教育職員以外の教育職員）

$\{15.5時間 \times (1週間\text{あたりの勤務時間} \div 3.8時間45分)\} \div 7時間45分$

(2) 再任用短時間勤務職員の年次有給休暇の単位は1日又は1時間となります。ただし、1日を単位とする年次有給休暇は、斉一型勤務教育職員にあっては、1日の勤務時間のすべてを勤務しないときに、不斉一型短時間勤務教育職員にあっては、1回の勤務に割り振られた勤務時間が7時間を超え7時間45分を超えない時間とされている場合において当該勤務時間のすべてを勤務しないときに使用できます。

9 その他の休暇

一般の正規教育職員に準じますが、リフレッシュ休暇の適用はありません。また、修学部分休業、自己啓発等休業、大学院修学休業は適用されません。

10 給料(月額)

給料表	格付け	職名	ア	イ	エ	オ
			週23時間15分 [週3日] 1日7時間45分	週19時間10分 [週2.5日] 1日7時間45分 0.5日3時間40分 ウ	週16時間 [週4日] 1日4時間	週15時間30分 [週2日] 1日7時間45分
高等学校等 教育職給料表	1 級	実習助手 寄宿舎指導員	140,400円	115,741円	96,619円	93,600円
	2 級	教諭 養護教諭	164,580円	135,675円	113,259円	109,720円
給料表	格付け	職名	キ	ク		
			週28時間45分 [週5日] 1日5時間45分	週31時間 [週4日] 1日7時間45分		
高等学校等 教育職給料表	2 級	教諭 養護教諭	203,512円	219,440円		

※令和5年7月時点のものです。今後、給料表の改定により、給料月額が変更される場合があります。

※教育委員会事務局等で行政職として勤務する場合は、適用される給料表（給料月額）が異なります。

(参考) 常勤講師給与

月 額 給 料
257,800 円

※令和5年7月時点のものです

11 諸手当

徳島県（学校）職員給与条例及び同条例に基づく規則等の定めるところにより支給します。

① 支給される手当（職種により一部支給されないものがあります。）

- ・ 通勤手当
- ・ 給料の調整額
- ・ 教職調整額
- ・ 義務教育等教員特別手当
- ・ 産業教育手当
- ・ 定時制通信教育手当
- ・ 宿日直手当
- ・ 単身赴任手当
- ・ 時間外勤務手当
- ・ 期末手当
- ・ 勤勉手当
- ・ 地域手当
- ・ 特殊勤務手当等

② 支給されない手当

- ・ 扶養手当
- ・ 住居手当
- ・ 初任給調整手当
- ・ 退職手当
- ・ へき地手当（へき地手当に準ずる手当を含む。）

12 分限、懲戒及び災害補償

一般の正規職員と同様の取扱いとなります。

13 共済制度等との関係

勤務形態により、次のような取り扱いとなります。

年 金 保 険 等		勤 務 形 態			
		県 立 学 校			
		短 時 間 勤 務			
		ア 週23時間15分	イ 週19時間10分 ウ 週19時間10分	エ 週16時間 オ 週15時間30分	キ 週28時間45分 ク 週31時間
健康 保 険	共済組合	☆	▲	▲	☆
	国民健康保険 (市町村)	×	▲	▲	×
年 金 制 度	第3号厚生年金 (共済組合)	×	×	×	×
	年金払い退職給付 (共済組合)	×	×	×	×
	第1号厚生年金 (日本年金機構)	○	×	×	○
雇用保険		○	×	×	○

○：加入（対象） ☆：加入（短期・福祉のみ対象） ×：非加入（対象外）
▲：選択（共済組合の任意継続〔注1〕 または 国民健康保険）

〔注1〕 退職の日の前日まで引き続き1年以上組合員であった者

※既に、老齢厚生年金等を受給されている者が、年金制度に加入する場合、年金と賃金等により年金の一部又は全額が支給停止となる調整があります。